

病院・診療所向け

# オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和2年11月 初版



社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

## 改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	-
令和2年11月30日	初版	・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成

## 目次

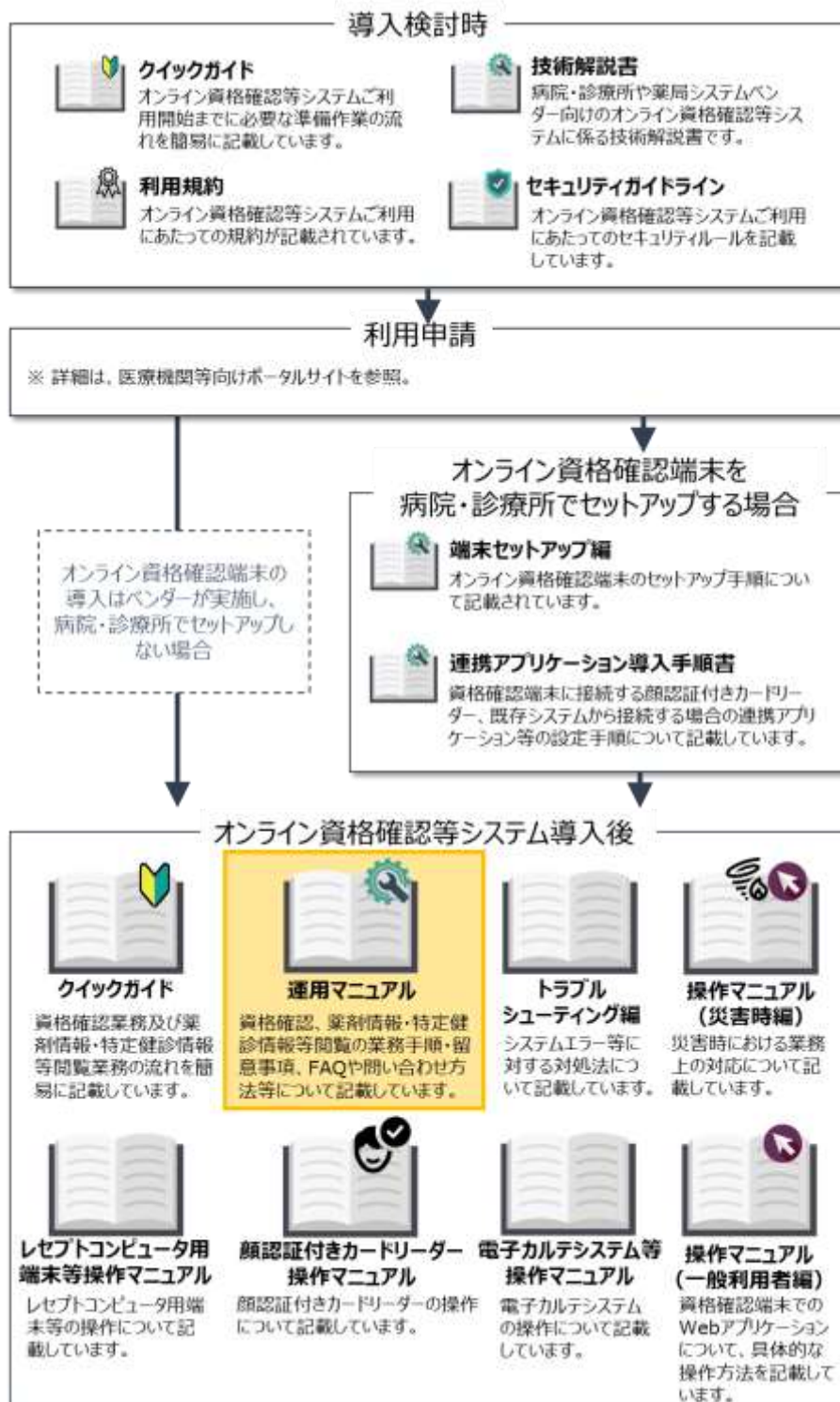
本書の位置付け	4
第1章 はじめに	5
第2章 オンライン資格確認	8
第3章 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧	25
第4章 困った時には	28
第5章 お問い合わせ	35
参考資料	37

---

# 本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システムを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者編）」や「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時編）」をご確認いただく等、必要に応じて各ドキュメントをご参照下さい。

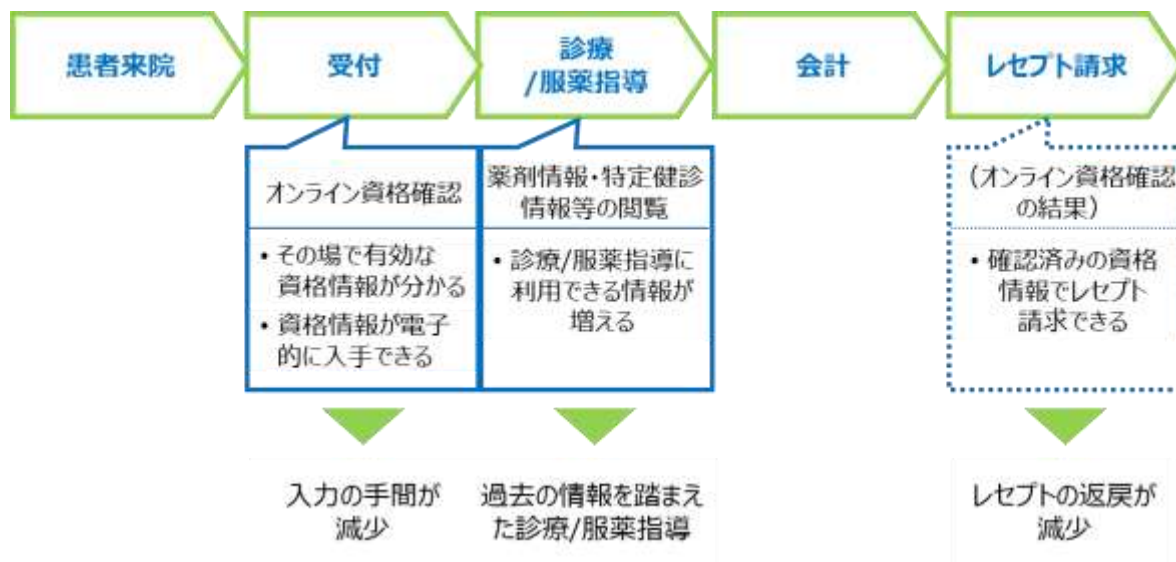


# 第1章 はじめに

## オンライン資格確認導入のメリット

オンライン資格確認等システムを導入することで、主に以下のとおり業務が変わります。

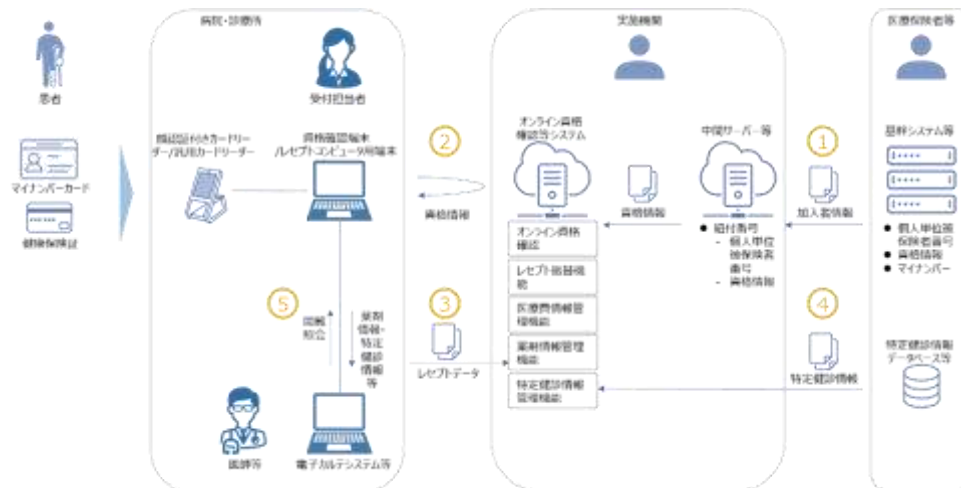
なお、オンライン資格確認等システムは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。



受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です）。

診療や服薬指導においては、診察室等で薬剤情報・特定健診情報等を閲覧することができるようになるため、過去の薬剤情報・特定健診情報等を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

## オンライン資格確認等システムの全体像



### ① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

### ② 資格情報の照会

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書<sup>※1</sup>を利用します。

※1 マイナンバーカードのICチップに格納された、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

### ③ 薬剤情報の抽出

オンライン資格確認等システムでは、毎月5～10日までに受け付けたレセプトから薬剤情報が一括して11日の朝までに抽出されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

### ④ 特定健診情報等の登録

医療保険者等は、個人単位被保険者番号<sup>※2</sup>を含む特定健診情報等を登録します。健診受診年度の翌年度11月1日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報等がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに登録されている特定健診情報等の量が異なる可能性があります。

※2 被保険者証記号・番号（世帯単位）に2桁の被保険者証枝番がついた番号です。

### ⑤ 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧

医師等は、患者が受付時に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末から薬剤情報・特定健診情報等を閲覧できます。

※利用目的以外の用途で使用する等の行為は禁止されています。違反が判明した場合、実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「利用規約」第25条、第26条を参照してください。

## 運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせは医療機関等向けポータルサイト<sup>※1</sup>にて掲載されます。資格確認端末を使用している場合、オンライン資格確認等システムのログイン時にお知らせがポップアップにて表示されます<sup>※2</sup>。日々お知らせのご確認を実施してください。災害時や緊急時のお知らせは、医療機関等向けポータルサイトの他、メールにてお知らせをいたしますのであわせてのご確認を実施してください。

※1 医療機関等向けポータルサイト

URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

QRコード



※2 各病院・診療所個別のお知らせは資格確認端末にて通知します。

# 第2章 オンライン資格確認

## 概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「患者が来院した際に実施する資格確認（マイナンバーカード、または健康保険証での資格確認）」と「患者が来院する前に実施する個人単位被保険者番号による資格確認(一括照会)」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第4章 困った時には」をご確認下さい。

## 患者が来院した際の資格確認

患者が来院時に持参する物（マイナンバーカードまたは健康保険証）によって、対応手順が異なります。

### A マイナンバーカード

### B 健康保険証



#### A 患者がマイナンバーカードを持参した場合



#### B 患者が健康保険証を持参した場合





## A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

### (1) 来院



患者が来院し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

### ポイント

個人情報保護の観点から、原則患者本人がカードリーダーに置くようにして下さい。  
職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

### (2) 本人確認

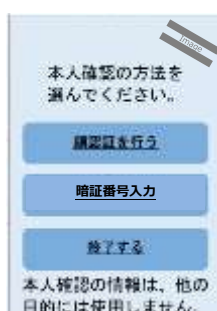


顔認証付きカードリーダーによる自動運転モードでの顔認証・暗証番号認証、または職員による目視確認によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します<sup>※</sup>。

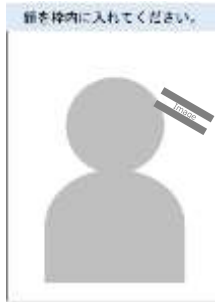
※ 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。



### 顔認証の手順



① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。



② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します※。

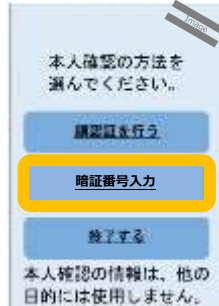
※ マイナンバーカード券面の照合番号 B（左記参照）をもとに、格納されている顔写真を取り出し、撮影した写真と照合することで本人確認を行います。そのため、券面がかすれている等の理由で、顔認証付きカードリーダーの OCR で読み取れない場合、本人確認が出来ません。読み取った照合番号 B が 10 回連続で間違っていた場合、照合番号 B がロックされます。ロックされた場合は、マイナンバーカードが読み取りづらい状態となっている可能性があるため、住民票がある市区町村の窓口でマイナンバーカードを交換する必要があります（※マイナンバーカードの交換については、現在調整中）。ロック解除は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

### ポイント

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合には顔認証に失敗することがあります。顔写真照合不一致で 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。



## 暗証番号認証の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。



- ② 患者は暗証番号を入力します。

### 暗証番号とは

マイナンバーカードを受け取る際に設定した数字4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）のことです。

### ポイント

患者が窓口等に来られない場合、家族等が本人に代わりマイナンバーカードを持参し暗証番号認証を行うことがあります。

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。



目視確認の手順



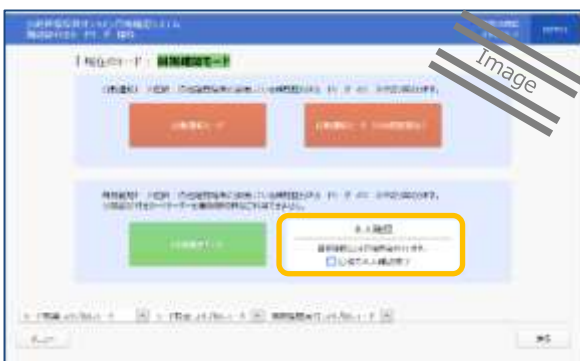
① 患者を資格確認端末の設置してある窓口へ案内します。



② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。



③ 「目視確認モード」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます。



④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います\*。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

\* 原則患者本人が職員に顔写真を提示するようにして下さい。



- ⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

 **ポイント**

目視確認は、本人確認作業を病院・診療所職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いします。

**(3) 同意の確認**

病院
本人確認
同意の確認
同意情報登録
同意情報取得
同意情報削除

**顔認証付きカードリーダー（患者操作）**

薬剤情報を見る  
病院・診療所の場合

薬品の薬剤情報を見ることに同意しますか。

この情報はあなたの医療や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

特定健診情報を見る  
病院・診療所の場合

（任意）特定の過去の健診情報を医療機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの医療や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・非表示済みのみ

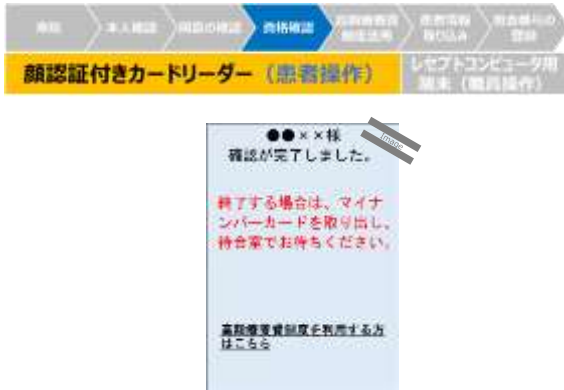
医師等が患者の薬剤情報・特定健診情報等を見ることがあることについて、患者から同意を取得します。

 **ポイント**

顔認証付きカードリーダーを用いずに同意を取得したい場合は、医療機関等向けポータルサイトに掲げている書面を参考とした書面等を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い同意取得して下さい。

同意情報登録後の 24 時間に限り、オンライン資格確認等システムにて薬剤情報・特定健診情報等の閲覧が可能です。

(4) 資格確認



オンラインで最新の資格情報を確認します※。

- ※ 交付年月日が同一の資格が複数存在する場合は、
- ・有効開始日が直近のもの
  - ・保険制度の市町村国保以外のもの
  - ・有効終了日が遠いもの
- を条件に資格を自動的に特定します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号・枝番
- 被保険者証有効開始年月日
- 被保険者証有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル末尾の参考資料「マイナンバーカードによる資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例」をご参照下さい。

ポイント

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており資格確認ができない場合は、健康保険証に記載された被保険者番号でオンライン資格確認を実施します。

中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合※には患者の所有する最新の健康保険証に記載された資格情報を確認して下さい。

※マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

資格の登録状況	照会結果
受診日の直近で資格を喪失した場合	資格を喪失していることを表示
オンライン資格確認等システムに資格が1件も登録されていない場合	該当する資格が無いことを表示

## 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

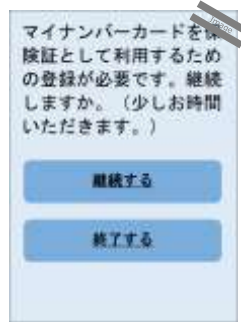
No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	○
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
13	特定疾病療養受療証	○
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	×

※ 令和3年3月時点における対象であり、順次対象範囲を拡大していく予定です。

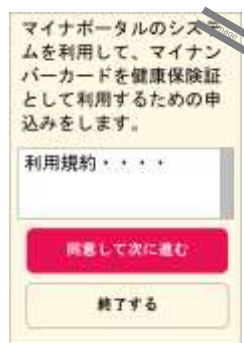


## マイナンバーカードの保険証利用の申込（初回登録）が未実施の場合

① 「継続する」を選択します。



② マイナポータルシステムを利用した健康保険証として利用するための申し込みについて、患者から同意を取得します。



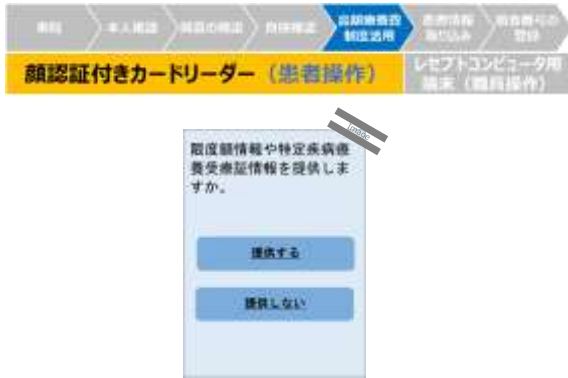
③ マイナンバーカードの保険証利用を登録します。

ポイント

「顔認証」「暗証番号認証」で本人確認を行った場合に保険証利用の申込（初回登録）ができます。



### (5) 高額療養費制度活用



患者が高額療養費制度の活用を希望する場合、以下の情報をオンラインで取得できます※。

※ 特定疾病療養受療証情報が患者にあり、特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。

#### オンライン取得可能な高額療養費制度情報（マイナンバーカードの場合）

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）
特定疾病療養受療証	認定疾病名（自己負担限度額）

### (6) 患者情報の確認



自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。

※ レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

### (7) 照会番号の登録



病院・診療所毎に任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

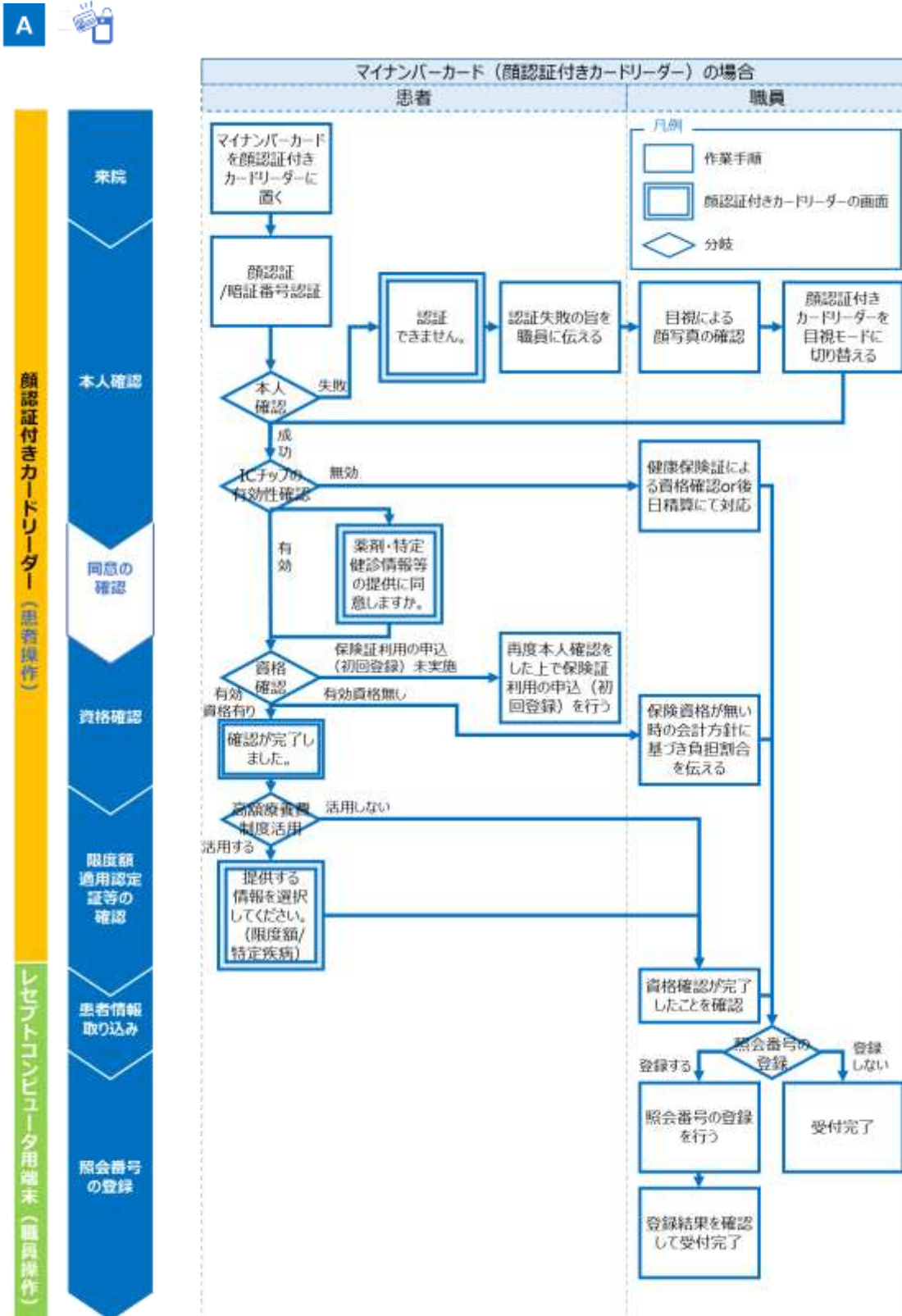
#### 照会番号とは

電子カルテシステムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号で

#### ポイント

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来院時点から保険者異動した患者が再度来院した場合でも、スムーズに患者の特定ができます。

患者がマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー



補足 顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応したICカードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証または目視確認にて本人確認を実施して下さい。

患者が健康保険証を持参した場合



(1) 来院



患者が来院し、健康保険証を提示します。

(2) 現物確認



健康保険証の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭にて同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます。

オンライン取得可能な高額療養費制度情報（健康保険証の場合）※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(3) 資格確認



健康保険証に記載された保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日をレセプトコンピュータ用端末に入力<sup>※</sup>し、オンラインで最新の資格情報を照会します。

※ 被保険者証記号と被保険者証番号が分かれていない場合には、どちらも被保険者証番号欄に入力して下さい。

被保険者証枝番とは

令和3年4月以降<sup>※</sup>に発行される健康保険証には、被保険者番号を個人単位化するための被保険者証枝番が記載されます。後期高齢者医療被保険者証は現在も個人単位であるため変更はありません。

※ 令和2年10月以降から保険者毎に被保険者証枝番が記載された健康保険証は順次発行されています。

ポイント

令和3年3月以前に発行された健康保険証には被保険者証枝番の記載はありませんが、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を入力することで、被保険者証枝番を含む情報の照会が可能です。

なお、患者が提示した資格証類が無効<sup>※</sup>でも、オンライン資格確認等システム上で他に有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。<sup>※</sup>

※健康保険証での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

資格の登録状況	照会結果
受診日の直近で資格を喪失した場合	資格を喪失していることを表示
オンライン資格確認等システムに資格が1件も登録されていない場合	該当する資格が無いことを表示

#### (4) 患者情報確認



自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。

(患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。)

#### (5) 照会番号の登録



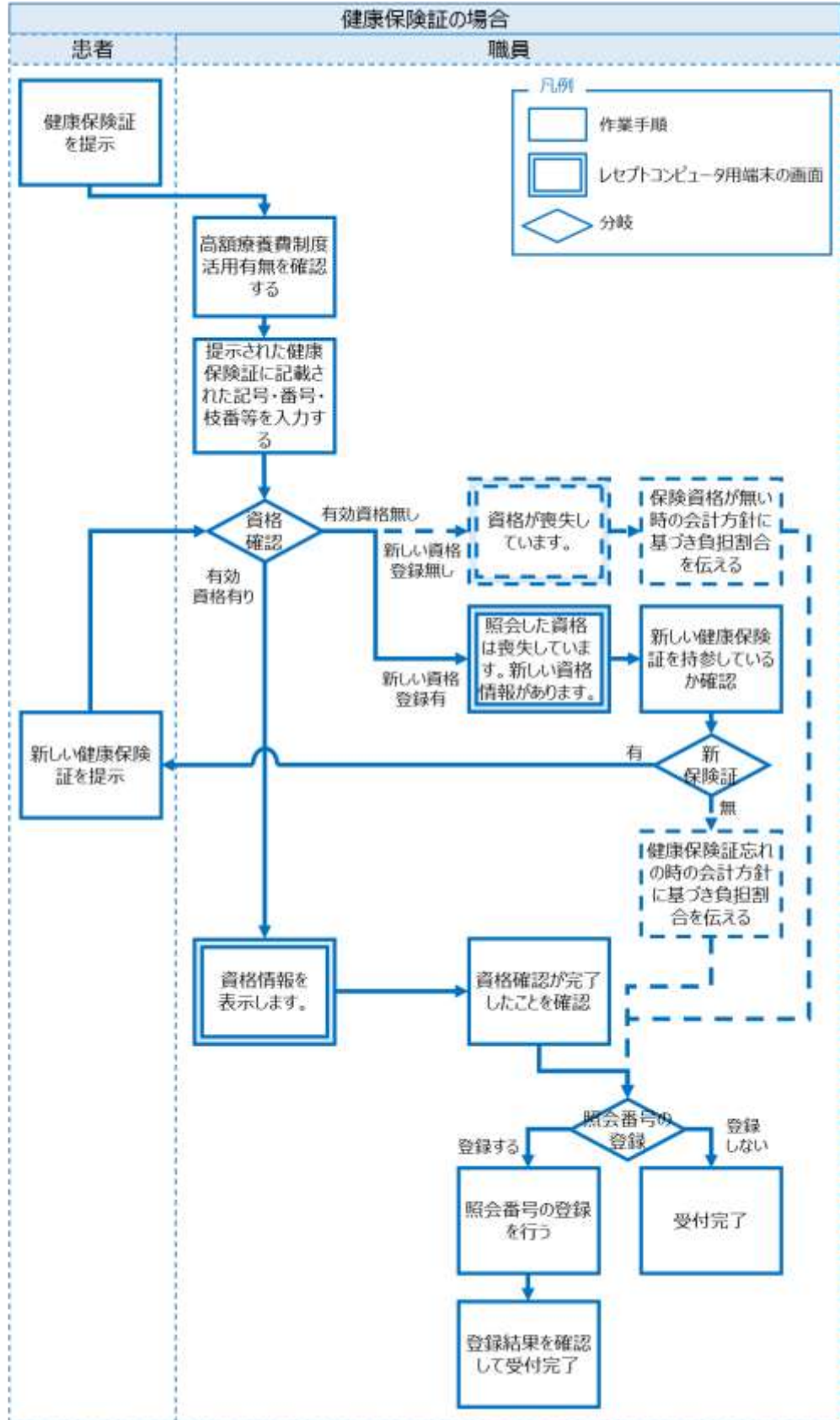
病院・診療所毎に任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

(患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。)



患者が健康保険証を持参した場合の対応手順フロー

B



## 患者が来院する前の資格確認

患者が事前に予約している場合には、保険資格が有効か、保険資格情報が変わっていないか等を一括照会機能にて確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です。



### ポイント

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に被保険者証枝番の情報が無くても照会可能です。ただし被保険者証枝番の情報がない場合には、1件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に資格確認ができません。

### 一括照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※ 照会要求時に病院・診療所が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒ 患者の来院時に確認して下さい。
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～5000 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は照会できません。

## 病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります、病院・診療所が審査支払機関より連絡を受ける場合があります。

※電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「受診日」として扱います。

### 資格登録状況ごとの病院・診療所への連絡内容

#	審査支払機関の対応		病院・診療所が受領する 連絡内容
	想定ケース	具体的な対応内容	
1	受診日時点で 有効な資格が 1件	受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と一致している場合	レセプトに記録された保険者へ送付
2		受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と異なる場合	資格が有効である保険者へ送付※ <sup>1</sup>
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		マイナンバーカードで資格確認を行う場合と同様※ <sup>2</sup> に資格を特定し、該当する保険者へ送付
4	受診日時点で 有効な資格が 存在しない	資格確認日の直近で喪失した資格がある	健康保険証回収日が受診日より前の場合 病院・診療所へ返戻
5		健康保険証回収日が受診日より後の場合	レセプトに記録された保険者へ送付
6		資格が1件も登録されていない場合※ <sup>3</sup>	レセプトに記録された保険者へ送付

※<sup>1</sup> 公費負担及び高額療養費該当等レセプトは対象外

※<sup>2</sup> 交付年月日が同一の資格が存在する場合は、  
 ・有効開始日が直近のもの  
 ・保険制度の市町村国保以外のもの  
 ・有効終了日が遠いもの  
 を条件に資格を特定する。

※<sup>3</sup> 次の事例が該当します。  
 ・新資格の健康保険証により病院・診療所を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者  
 ・マイナンバーの提出拒否者等



# 第3章 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧

## 概要

医師等は、薬剤情報・特定健診情報等の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第4章 困った時には」をご確認下さい。

## 手順

### (1) 薬剤情報・特定健診情報等検索



患者が受付時に薬剤情報・特定健診情報等の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報については診療期間を指定した上で電子カルテシステム等の端末より検索します。

特定健診情報等については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

### ポイント

同意情報登録後の 24 時間に限り、オンライン資格確認等システムにて薬剤情報・特定健診情報等の閲覧が可能です。

## (2) 薬剤情報・特定健診情報等閲覧



電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報・特定健診情報等を閲覧します。※

※ 閲覧可能な薬剤情報及び特定健診情報等全項目については、本マニュアル末尾の参考資料「薬剤情報項目一覧」及び「特定健診情報等項目一覧」をご参照下さい。

※ ファイル形式が XML の場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。

### ポイント

閲覧照会は医師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントや照会に經由する資格確認端末から閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報・特定健診情報等は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧可能です。

#### 薬剤情報とは

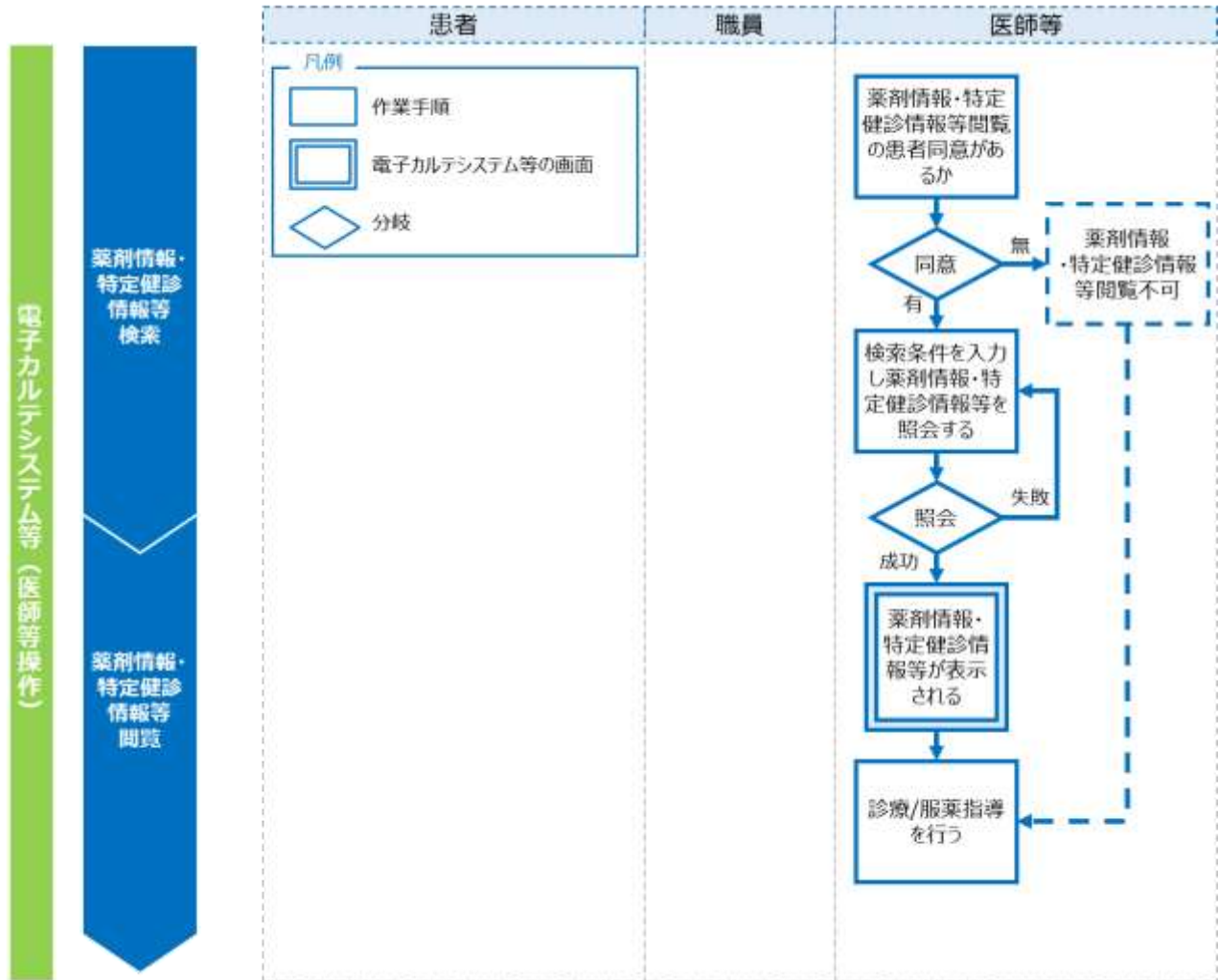
病院・診療所や薬局より審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は3年間です。

#### 特定健診情報等とは

医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者および被扶養者に対し実施した特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）及び75歳以上の後期高齢者に対し実施した健診の情報です。

令和3年3月時点では連携可能な医療保険者等から順次、令和2年度分の情報が提供・登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

薬剤情報・特定健診情報等の閲覧手順フロー



補足 閲覧用端末を使用している場合は、対象患者の情報は受付時に薬剤情報・特定健診情報等の閲覧に同意している患者がリスト表示されるため、必要な患者を選択してください。また、薬剤情報・特定健診情報等の閲覧は PDF 形式でのみ閲覧が可能です。

# 第4章 困った時には

## 概要

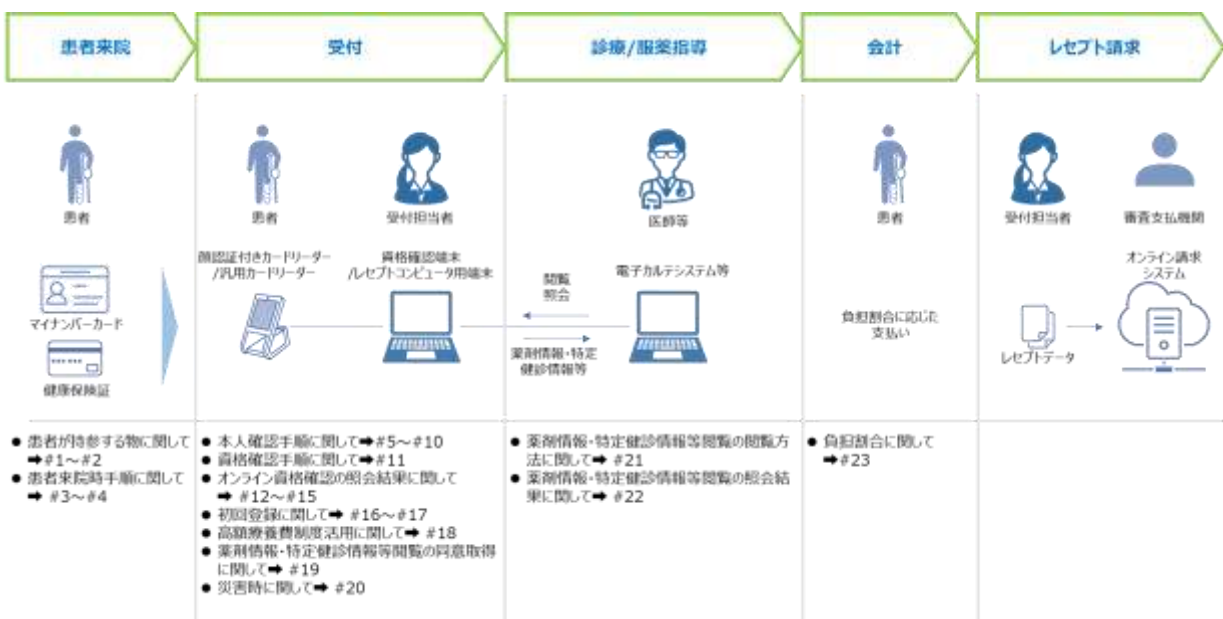
オンライン資格確認業務及び薬剤情報・特定健診情報等閲覧業務において、対応方法に困ったときに寄せられるよくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認下さい。

システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者編）」・「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」・「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」・「電子カルテシステム等操作マニュアル」のいずれかをご確認下さい。

問題が解決しない場合には「第5章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に対し確認または対応方法を相談して下さい。

## よくある質問



## (1) 患者来院

#	質問	回答
	患者が持参する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険証を所持している場合、オンライン資格確認を行って下さい。</li> <li>● 所持していない場合、患者からは 10 割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7 割分を患者に返してください。ただし、再診時においては病院・診療所で保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、病院・診療所毎で定められた運用を行ってください。</li> </ul>
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	<p>令和 3 年 3 月時点ではオンライン資格確認できません。</p> <p>対応している資格証類については本マニュアル「第 2 章 オンライン資格確認」の資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧をご参照下さい。</p>
	患者来院時手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、マイナンバーカードもしくは健康保険証の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。</li> <li>※ 月初での実施など各病院・診療所で異なる個別運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。</li> <li>● なお、病院・診療所のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。</li> </ul> <p>一括照会については本マニュアル「第 2 章 オンライン資格確認」の患者が来院する前の資格確認をご参照下さい。</p>
4	患者本人がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい場合、代理人がかざしても良いか。	家族等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーにかざしてください。

## (2) 受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証	
5	患者が顔を大けがしている等、顔認証が使えない。	● 暗証番号認証または職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
6	読み取った照合番号 B が 10 回連続で間違っているために、患者のマイナンバーカードがロックされた。	● 暗証番号認証または職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● 病院・診療所ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただく必要があります。照合番号 B がロックされた場合は、マイナンバーカードが読み取りづらい状態となっている可能性があるため、住民票がある市区町村の窓口でマイナンバーカードの交換※をして頂くよう、患者にご案内ください。 ※マイナンバーカードの交換については、現在調整中
	暗証番号認証	
7	患者本人が暗証番号を入力できない場合、代理人による入力が可能か。	暗証番号認証による資格確認は原則患者本人が行う必要があります。顔認証または職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 例外として、乳幼児または成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。
8	患者が暗証番号の入力を 3 回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。	● 顔認証または職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● 病院・診療所ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。
9	代理人が暗証番号を知らない。	マイナンバーカードでの資格確認はできません。 他の方法で資格確認を実施するか、患者からは 10 割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7 割分を患者に返してください。ただし、再診時においては病院・診療所で保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、病院・診療所毎で定められた運用を行っ



#	質問	回答
		てください。
10	暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求めることができます。 【本人確認書類（例）】 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など
資格確認手順に関して		
11	被保険者証枝番が分からない。あるいは、レセプトコンピュータが被保険者証枝番の入力に対応していない。	被保険者証枝番がなくても、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を用いて照会可能となります。患者が双子など複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。
オンライン資格確認の照会結果に関して		
12	マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失している等有効な資格が存在しない。	●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合等に中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ●患者の所有する最新の健康保険証に記載された資格情報を確認して下さい。患者が初診で、かつ健康保険証を所持していなかった場合は、患者からは10割分を受領して下さい。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に返して下さい。 ※健康保険証を忘れた際に、各病院・診療所で異なる個別運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。
13	照会結果について患者から異議申し立てがあった。	患者に最新の資格証類の所持有無を確認して下さい。 ●所持している場合、券面情報を確認した上で資格確認を実施して下さい。 ●所持していない場合、患者からは10割分を受領して下さい。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に返して下さい。
14	照会結果の住所と、問診票に記載された住所が異なる。	患者に最新の住所を確認しレセプトコンピュータに登録して下さい。

#	質問	回答
		オンライン資格確認結果として照会される住所は、医療保険者等に申請された住所情報であるため、実際の住所と異なるケース（一時的な単身赴任、住所変更未提出等）があります。
15	氏名（漢字）に黒丸「●」が表示されている。	氏名（カナ）を参照した上で、対象となる患者の問診票と突合確認または口頭確認から情報特定をお願いいたします。 医療保険者等から登録される情報が、オンライン資格確認等システムでは対応していない文字（外字）の場合、その文字は黒丸「●」で表示されます。 また、病院・診療所内におけるオンライン資格確認等システムの利用文字コードをShift-JISに設定している場合、オンライン資格確認等システムと取り扱可能な文字が異なることから、Shift-JISで取り扱い不可の文字である際はダウンロードしたファイル内の文字は黒丸「●」で表示されます。
16	初回登録に関して マイナンバーカードの保険証利用の申込（初回登録）を行っていない患者が来院した。	顔認証付きカードリーダーを用いて、保険証利用の申込（初回登録）が可能です。 保険証利用の申込（初回登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」のマイナンバーカードの保険証利用の申込（初回登録）が未実施の場合をご参照下さい。
17	汎用カードリーダーで保険証利用の申込（初回登録）は可能か。	汎用カードリーダーを用いた保険証利用の申込（初回登録）はできません。本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」のマイナンバーカードの保険証利用の申込（初回登録）が未実施の場合をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。
18	高額療養費制度活用に関して 健康保険証を用いて資格確認を行った際に限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病	● 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証の情報は、健康保険証の現物を確認し、口頭で本人から情報を照会することに同意を得て取得して下さい。 ● 特定疾病療養受療証の情報は、マイナンバー



#	質問	回答
	療養受療証の情報を取得したい。	カードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得できます。
薬剤情報・特定健診情報等閲覧の同意取得に関して		
19	健康保険証を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報・特定健診情報等の同意を取得し閲覧したい。	薬剤情報・特定健診情報等は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 薬剤情報・特定健診情報等の同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」のA. 患者がマイナンバーカードを持参した場合（3）同意の確認をご参照下さい。
災害時に関して		
20	大規模災害発生時には、薬剤情報・特定健診情報等閲覧のための同意をどのように取得すれば良いか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は必要ありません。</li> <li>● また、薬剤等機微情報閲覧有資格者アカウントにおいても、薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができ、電子カルテシステム等の端末によるアクセス制限を行うことなく、資格確認端末によっても薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。</li> <li>● 詳細は「操作マニュアル（災害時編）」をご参照下さい。</li> </ul>

### （3）診療/服薬指導

#	質問	回答
薬剤情報・特定健診情報等の閲覧方法に関して		
21	薬剤情報・特定健診情報等閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報・特定健診情報等の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントや照会に経由する資格確認端末から閲覧することはできません。</li> <li>● 詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照下さい。</li> </ul>
薬剤情報・特定健診情報等の照会結果に関して		
22	令和2年度分など過去の薬	● 薬剤情報は、令和3年9月分以降のレセプト

#	質問	回答
	剤情報・特定健診情報等を閲覧は可能か。	<p>に登録された情報を閲覧できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健診情報等は令和 2 年度分の情報が連携可能な医療保険者等から順次、提供・登録され閲覧できます。</li> <li>● 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧については本マニュアル「第 3 章 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧」の手順（2）薬剤情報・特定健診情報等閲覧をご参照下さい。</li> </ul>

#### (4) 会計

#	質問	回答
23	<p>負担割合に関して</p> <p>患者の資格確認ができない場合の負担割合は。</p>	<p>患者に健康保険証を出してもらい、資格確認を行って対応してください。患者が初診で、かつ健康保険証を所持していなかった場合は、資格確認ができない原因によって、下記の方針で対応してください。なお、システムエラー等が発生している場合の対処方法と原因については、「トラブルシューティング編」を併せてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原因が患者にある場合 患者からは 10 割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7 割分を患者に返してください。</li> <li>● 原因が患者以外にある場合 マイナンバーカードの券面から氏名（漢字）や性別、生年月日、住所を控えてください。患者からは 3 割分を受領してください。</li> </ul> <p>ヘルプデスクに問合せを行い、資格確認（システム障害・大規模災害時）機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル 災害時編」をご確認ください。</p>

# 第5章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報等閲覧に係る不明点について、「第4章 困った時には」を読んでも解決しない場合、病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダーへお問い合わせいただくか、または医療機関等向けポータルサイト<sup>※</sup>をご活用下さい。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

※医療機関等向けポータルサイト

URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

QRコード



## ①FAQ



24時間対応

【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報等閲覧に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトから FAQ のページへアクセスして下さい。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

## ②チャットボット



24時間対応

【概要】チャットボットは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報等閲覧について 24 時間 365 日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトからチャットボットのページにアクセスして下さい。チャットに表示される案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。

### ③お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報等閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24 時間 365 日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

### ④電話



【概要】コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用下さい。

営業時間※：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）

※令和 3 年 2 月までの営業時間：平日の 9:00～17:00 のみ

# 参考資料

## マイナンバーカードによる資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例

No.	項目		マイナンバーカードによる資格確認		
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格
1	資格確認区分		1 (マイナンバーカード)	1 (マイナンバーカード)	1 (マイナンバーカード)
2	資格確認日	○	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日
3	資格確認照会用情報	○	-	-	-
4	保険者番号	○	設定なし	設定なし	設定なし
5	被保険者証記号	○			
6	被保険者証番号	○			
7	被保険者証枝番	○			
8	生年月日	○			
9	限度額適用認定証提供同意フラグ	○	0 (未同意), 1 (同意)	0 (未同意), 1 (同意)	0 (未同意), 1 (同意)
10	任意の識別子 (医療機関固有項目)	○	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1 (正常)	1 (正常)	1 (正常)
12	処理結果コード		XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)
13	処理結果メッセージ		XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)
14	資格有効性		1 (有効)	2 (無効)	4 (該当資格なし)
15	資格確認結果		最新の資格情報を返却	直近で喪失した資格情報を返却	設定なし
16	被保険者証区分				
17	保険者番号				
18	被保険者証記号				
19	被保険者証番号				
20	被保険者証枝番				
21	本人・家族の別				
22	被保険者氏名				
23	氏名				
24	氏名 (その他)				
25	氏名カナ				
26	氏名カナ (その他)				
27	性別 1				
28	性別 2				
29	生年月日				
30	住所				
31	郵便番号				
32	被保険者証交付年月日				
33	被保険者証有効開始年月日				
34	被保険者証有効終了年月日				
35	被保険者証一部負担金割合				
36	未就学区分		1 (未就学該当), (設定なし)	1 (未就学該当), (設定なし)	設定なし
37	資格喪失事由		設定なし	01 (死亡), 02 (生活保護受給開始), 99 (その他)	
38	保険者名称		保険者番号と紐づく保険者名称を返却	保険者番号と紐づく保険者名称を返却	
39	高齢受給者証情報		※70～75 歳の場合 高齢受給者証情報を返却	※70～75 歳の場合 高齢受給者証情報を返却	設定なし
40	高齢受給者証交付年月日				
41	高齢受給者証有効開始年月日				
42	高齢受給者証有効終了年月日				
43	高齢受給者証一部負担金割合				
44	限度額適用認定証関連情報		※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ 限度額適用認定証情報を返却	設定なし	設定なし
45	限度額適用認定証区分				
46	限度額適用認定証適用区分				
47	限度額適用認定証交付年月日				
48	限度額適用認定証有効開始年月日				
49	限度額適用認定証有効終了年月日				
50	限度額適用認定証長期入院該当年月日				
51	特定疾病療養受療証情報				
52	特定疾病療養受療証認定疾病区分				
53	特定疾病療養受療証認定疾病区分				
54	特定疾病療養受療証有効開始年月日				
55	特定疾病療養受療証有効終了年月日				
56	特定疾病療養受療証自己負担限度額				
57	照会番号		病院・診療所が登録した値を返却	病院・診療所が登録した値を返却	

   内が資格確認において照会可能な項目一覧

## 被保険者証による資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例（1）

No.	項目		75歳未満である患者の被保険者証による資格確認			
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	複数該当（双子等）
1	資格確認区分		2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）
2	資格確認日	○	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日
3	資格確認照会情報	○	-	-	-	-
4	保険者番号	○	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
5	被保険者証記号	○	XXX	XXX	XXX	XXX
6	被保険者証番号	○	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
7	被保険者証枝番	○	XX（経過措置で省略可）	XX（経過措置で省略可）	XX（経過措置で省略可）	経過措置で未設定
8	生年月日	○	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd
9	限度額適用認定証提供同意フラグ	○	0（未同意），1（同意）	0（未同意），1（同意）	0（未同意），1（同意）	0（未同意），1（同意）
10	任意の識別子（医療機関固有項目）	○	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1（正常）	1（正常）	1（正常）	1（正常）
12	処理結果コード		XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）
13	処理結果メッセージ		XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）
14	資格有効性		1（有効）	2（無効），3（無効 新しい資格あり）	4（該当資格なし）	5（複数該当）
15	資格確認結果		保険証の資格情報を返却	保険証の資格情報を返却	設定なし	保険証の資格情報を返却 ※ 枝番未設定（経過措置）で、双子等で資格重複が発生していた場合、重複している資格情報を全て返却
16	被保険者証区分					
17	保険者番号					
18	被保険者証記号					
19	被保険者証番号					
20	被保険者証枝番					
21	本人・家族の別					
22	被保険者氏名					
23	氏名					
24	氏名（その他）					
25	氏名カナ					
26	氏名カナ（その他）					
27	性別1					
28	性別2					
29	生年月日					
30	住所					
31	郵便番号					
32	被保険者証交付年月日					
33	被保険者証有効開始年月日					
34	被保険者証有効終了年月日					
35	被保険者証一部負担金割合					
36	未就学区分		1（未就学該当），（設定なし）	1（未就学該当），（設定なし）	設定なし	1（未就学該当），（設定なし）
37	資格喪失事由		設定なし	01（死亡），02（生活保護受給開始），99（その他）	設定なし	設定なし
38	保険者名称		保険者番号と紐づく保険者名称を返却	保険者番号と紐づく保険者名称を返却	設定なし	保険者番号と紐づく保険者名称を返却
39	高齢受給者証情報					
40	高齢受給者証交付年月日					
41	高齢受給者証有効開始年月日		※70～75歳の場合 高齢受給者証情報を返却	※70～75歳の場合 高齢受給者証情報を返却		※70～75歳の場合 高齢受給者証情報を返却
42	高齢受給者証有効終了年月日					
43	高齢受給者証一部負担金割合					
44	限度額適用認定証関連情報					
45	限度額適用認定証区分		※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ限度額適用認定証情報を返却	設定なし	設定なし	※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ限度額適用認定証情報を返却
46	限度額適用認定証適用区分					
47	限度額適用認定証交付年月日					
48	限度額適用認定証有効開始年月日					
49	限度額適用認定証有効終了年月日					
50	限度額適用認定証長期入院該当年月日					
51	特定疾病療養受療証情報		設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
52	特定疾病療養受療証認定疾病区分					
53	特定疾病療養受療証認定疾病区分					
54	特定疾病療養受療証有効開始年月日					
55	特定疾病療養受療証有効終了年月日					
56	特定疾病療養受療証自己負担限度額					
57	照会番号		病院・診療所が登録した値を返却	病院・診療所が登録した値を返却		病院・診療所が登録した値を返却

## 被保険者証による資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例（2）

No.	項目		75歳以上である患者の被保険者証による資格確認			必須項目エラー (資格確認日、保険者番号、被 保険者証番号、生年月日いづれ かが未入力の場合)
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	
1	資格確認区分		2 (被保険者証情報)	2 (被保険者証情報)	2 (被保険者証情報)	2 (被保険者証情報)
2	資格確認日	○	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	未設定
3	資格確認照会用情報	○	-	-	-	-
4	保険者番号	○	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	未設定
5	被保険者証記号	○	XXX	XXX	XXX	XXX
6	被保険者証番号	○	XXXXX	XXXXX	XXXXX	未設定
7	被保険者証枝番	○	設定なし	設定なし	設定なし	XX(経過措置で省略可)
8	生年月日	○	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd	未設定
9	限度額適用認定証提供同意フラグ	○	0 (未同意), 1 (同意)	0 (未同意), 1 (同意)	0 (未同意), 1 (同意)	0 (未同意), 1 (同意)
10	任意の識別子 (医療機関固有項目)	○	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1 (正常)	1 (正常)	1 (正常)	2 (エラー)
12	処理結果コード		XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)
13	処理結果メッセージ		XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)
14	資格有効性		1 (有効)	2 (無効), 3 (無効 新しい 資格あり)	4 (該当資格なし)	
15	資格確認結果					
16	被保険者証区分					
17	保険者番号					
18	被保険者証記号					
19	被保険者証番号					
20	被保険者証枝番					
21	本人・家族の別					
22	被保険者氏名					
23	氏名					
24	氏名 (その他)					
25	氏名カナ		保険証の資格情報を返却	保険証の資格情報を返却		
26	氏名カナ (その他)					
27	性別 1					
28	性別 2					
29	生年月日					
30	住所					
31	郵便番号					
32	被保険者証交付年月日					
33	被保険者証有効開始年月日					
34	被保険者証有効終了年月日					
35	被保険者証一部負担金割合					
36	未就学区分			設定なし		
37	資格喪失事由		設定なし	01 (死亡), 02 (生活保 護受給開始), 99 (その 他)	設定なし	設定なし
38	保険者名称		保険者番号と紐づく保険者名 称を返却	保険者番号と紐づく保険者名 称を返却		
39	高齢受給者証情報					
40	高齢受給者証交付年月日					
41	高齢受給者証有効開始年月日		設定なし			
42	高齢受給者証有効終了年月日					
43	高齢受給者証一部負担金割合					
44	限度額適用認定証関連情報					
45	限度額適用認定証区分					
46	限度額適用認定証適用区分		※患者が限度額適用認定証 情報の提供に同意した場合の み限度額適用認定証情報を 返却	設定なし		
47	限度額適用認定証交付年月日					
48	限度額適用認定証有効開始年月日					
49	限度額適用認定証有効終了年月日					
50	限度額適用認定証長期入院該当年月日					
51	特定疾病療養受療証情報					
52	特定疾病療養受療証認定疾病区分					
53	特定疾病療養受療証認定疾病区分		設定なし			
54	特定疾病療養受療証有効開始年月日					
55	特定疾病療養受療証有効終了年月日					
56	特定疾病療養受療証自己負担限度額					
57	照会番号		病院・診療所が登録した値を 返却	病院・診療所が登録した値を 返却		

## 薬剤情報項目一覧<sup>※1</sup>

1. 保険者番号	19. 入外等の別
2. 被保険者証記号	20. 調剤機関毎連番
3. 被保険者証番号	21. 調剤機関区分
4. 被保険者証枝番	22. 処方機関毎連番 <sup>※2</sup>
5. カナ氏名	23. 処方箋発行機関区分 <sup>※2</sup>
6. カナ氏名 (その他)	24. 調剤日
7. 氏名	25. 処方箋発行日 <sup>※2</sup>
8. 氏名 (その他)	26. 診療識別等区分
9. 生年月日	27. 用法コード <sup>※2</sup>
10. 年齢	28. 用法名称 <sup>※2</sup>
11. 男女区分 1	29. 特別指示 <sup>※2</sup>
12. 男女区分 2	30. 医薬品コード
13. 照会番号	31. 薬剤名
14. 処理結果区分 (薬剤)	32. 成分名
15. メッセージ I D	33. 単位
16. メッセージ内容	34. 使用量
17. 文字コード識別	35. 1 回用量 <sup>※2</sup>
18. 診療年月	36. 回数

※1 再請求されたレセプトの場合、再請求されたレセプトの薬剤情報が出力されます。

※2 「19.入外等の別」の値が「4：調剤」の場合(データ抽出元が調剤レセプトの場合)に出力されます。

## 特定健診情報等項目一覧

1. 保険者番号	12. 男女区分 2
2. 被保険者証記号	13. 照会番号
3. 被保険者証番号	14. 処理結果区分 (特定健診)
4. 被保険者証枝番	15. メッセージ I D
5. カナ氏名	16. メッセージ内容
6. カナ氏名 (その他)	17. 文字コード識別
7. 氏名	18. 実施年月日
8. 氏名 (その他)	19. 項目コード
9. 生年月日	20. 項目名
10. 年齢	21. データ値
11. 男女区分 1	22. 単位